

衆議院議院運営委員会議録第六十九号

昭和二十七年六月二十八日(土曜日)
午後二時四十八分開議

出席委員

石田 博英君

理事倉石 忠雄君 理事福永 健司君

岡延右エ門君 押谷 富三君

川本 末治君 島田 高塩 田淵

中川 俊思君 柳澤 義男君 横木 喜一君

石井 一松君 川島 金次君 諸田 荣之助君

長谷川 四郎君 松井 政吉君 竹村 奈良一君

羽田野 大郎君 中原 健次君 田中 謙之進君

土井 直作君 柳澤 信行君 横木 三郎君

柳澤 嘉一郎君 田淵 光一君

柳澤 喜一郎君 田淵 三郎君

柳澤 茂君 田淵 金次君

六月二十八日

委員高橋英吉君、土井直作君及び松井政吉君辞任につき、その補欠として押谷富三君、前田榮之助君及び川

島金次君が議長の指名で委員に選任された。

本日の会議に付した事件

会期延長に関する件

衆議院議員などの参議院における公務執行妨害並びに集団暴行に関する件

調査小委員会設置の件

○石田委員長 それでは本日の議院運営委員会を開会いたします。

最初に、議長から発言を求められます。

○石田委員長 それでは本日の議院運営委員会を開会いたしました。

最初に、議長から発言を求められます。

○林議長 本日十二時五十五分に、保利官房長官から議長に申出がありま

す。

御協議をお願いいたしたいと考えます。

○石田委員長 ただいまの議長の御発言に対し、御質疑等がありましたら、これを許します。

なお常任委員長会議の結果につきましては、ただいまから私が御報告申し上げます。国会法の規定に基きまして、本日一時三十分、議長の招集で常任委員長会議を開会いたしました。たゞいま議長御発言と同様の御発言が議長からございましたので、御協議を申し上げました結果、次の二点のところを述べました。

最初に、議長から発言を求められます。

○石田委員長 それでは本日の議院運営委員会を開会いたしました。

最初に、議長から発言を求められます。

通り、われく野党としては、椎熊君と同じ立場です。しかしいわゆる政府の重要な法案の成立を期するため、衆議院で会期延長を含む問題について考

慮をしてもらいたいといふ申出に基いて、議長の本委員会に対するただいまの御発言に對して、御質疑等がござります。

○椎熊委員 政府がどの程度の延長をとらいたいといふ申出に基いて、議長の本委員会に対するただいまの御発言に對して、御質疑等がござります。

○椎熊委員 たゞいまから私が御報告申し上げます。国会法の規定に基きまして、本日一時三十分、議長の招集で常任委員長会議を開会いたしました。たゞいま議長御発言と同様の御発言が議長からございましたので、御協議を申し上げました結果、次の二点のところを述べました。

最初に、議長から発言を求められます。

○石田委員長 それでは本日の議院運営委員会を開会いたしました。

最初に、議長から発言を求められます。

な通すところとなるとたいへんに長くなる。そういう点で政府の意見を聞く必要がある。

○椎熊委員 政府がどの程度の延長をとらいたいといふ申出に基いて、議長の本委員会に対するただいまの御発言に對して、御質疑等がござります。

○椎熊委員 たゞいまから私が御報告申し上げます。国会法の規定に基きまして、本日一時三十分、議長の招集で常任委員長会議を開会いたしました。たゞいま議長御発言と同様の御発言が議長からございましたので、御協議を申し上げました結果、次の二点のところを述べました。

最初に、議長から発言を求められます。

○石田委員長 それでは本日の議院運営委員会を開会いたしました。

最初に、議長から発言を求められます。

ることができますか。

○倉石委員 那は、私どもそれぐれの党の機関に詰つて、党の態度を決定した上でないと、ここで申し上げるわけに行きません。

○石田委員長 それではこの問題を一応けりをつけたいと思います。私が御参集願つておりますのは、特に自由党の態度を先にきめていただきたいというわけではございません。所屬議員数の大小いかんにかからず、ここでいろいろ御意見を伺いたいというのは、それくがおきめを願いたい、反対なら反対。(発言する者あり)ちよつとお待ちください。委員長発言中であります。反対なら反対、賛成なら賛成で、期日は幾らといふことを御決定願います。それで、それを持ち寄つて御相談願いたいというので、自由党の優越性を決して認めておるわけではありません。

○椎鹿委員 今までと違うんですね。自由党は單なる自由党でなく、政府の與党なんです。政府とはまつたく一体をなしておるものと信じておる。この前会期の延長でも、倉石君が冒頭から一週間延長ということまでおつしかつて、意思表示があつたが、途中で参議院から十日といわれたので、不体裁にもそれをひつ込みて訂正したようなことがある。従つて諸君がここに来られたについては、何らかの腹案を持つて来られたとわれば想像する。今までそういうことはないじやありませんか。

○石田委員長 ただいまの会議は、自由党側から御相談を申し上げるのではなくて、院の役員である議院運営委員長といたしまして、議長の差言を御紹介申し上げまして、各派それくの御

態度をきめていただきたいというわけになります。この問題については、これをおつて打ち切ります。

○石田委員長 宮房長官が見えましたから、これに対する質疑を許します。

○田中(織)委員 宮房長官に、二つお伺いしたいのですが、ただいま衆議院議長からの本議院運営委員会に対する御発言によりますと、政府のいわゆる重要法案の成立を期すために、衆議院においても会期の延長を含んだ考慮と盡力について、政府側から要望があつたようにわれく伺つたのであります。政府の重要な法案が現在審議中の院における重要な法案の成立のために、政府としてはどういう努力をなされておるか、この際官房長官から伺つておきたいと思います。

○保利政府委員 政府といたしましては、われくは主として参議院の関係院においても会期の延長を含んだ考慮と盡力について、政府側から要望があつたようにわれく伺つたのであります。政府の重要な法案が現在審議中の院における重要な法案の成立のために、政府としてはどういう努力をなされておるか、この際官房長官から伺つておきたいと思います。

○田中(織)委員 田中君にちよつと御注

意申し上げます。政府を批評したり攻撃したりするためにお呼びしたわけでもないつもりでござりますので、質問の御趣旨に沿うようだ……。

○田中(織)委員 問題は客観的なもので、事実が私は証明しておると思う。たとえば、他院の問題であるとはいひながら、参議院における審議の溝帶の関係で、現に衆議院の方としては、最近の法案は上げれば全部上げられるに決していたくよう希望を持ちましたし、あらゆる努力を拂つておるの

であります。

○保利政府委員 政府といたしましては、ただいま本国会に提案いたしておられます各案が、すみやかに国会において決定していただくよう希望を持ちました。

○田中(織)委員 あらゆる努力を拂つておるという官房長官のきわめて政治的な答弁でありますけれども、今日参議院において重要な法案が停滞いたしておるのももしませんけれども、私は深刻な問題だと思う。従つて現在のことは、すべて政府の不手きわによるものだということは、われく野党一致の見方であります。それでもかわらず、政府の不手きわをなに上げて、官房長官自身が新聞記者会見等において、その責任を野党に転嫁するがとき發言をいたしました。そういうこ

と自体が、参議院におけるこれらの重要な法案の審議を妨げておる原因になつておると了解しておるのであります。

これが参議院の審議溝帶の最大の原因である。同時に、国會議員の出席の問題、その他政府側において示し得ることを承知されら重要な法案成立のための努力を今後続けられる意思があるかどうか、その点を重ねて伺いたい。

○保利政府委員 私の一存をもつてど

の法案が必要だ——率直に申し上げます。政府としても大事に

いたす重要な法案だということでありますが、たとえば、行政機構改革案の問題などとき、委員会の審議がまだ遅々として進まないようなものもわれく

がより重いとか、これは軽くいいと

いう考はれません。

○田中(織)委員 参議院で審議の中途

にあるもので、政府の方からいえば、すべて重要な法案だということでありますが、たとえば、行政機構改革案の問題などとき、委員会の審議がまだ遅々として進まないようなものもわれく

がより重いとか、これは軽くいいと

いう考はれません。

○田中(織)委員 参議院議長から衆議院に

対して十日間の延長の申入れがあり、それに再延長はないといふ條件付で申入があったと聞いておる。議院

運営委員会でそういう報告を受けた

ことがあります。条件付ではございませんが、その点御存じないとお

つしやるのですか。

○石田委員長 わよつと事実と違いま

すから、御注意を申し上げます。そ

ういう條件付ではございません。そういう種類の発言があつたことは承知しておりますが、條件付ではございません。事実と違うので、申し上げておき

ます。

○保利政府委員 参議院の議事がなかなか進まない、こういう実情にあら、われくはたびく会期の延長に応ぜざるを得ない、ことなどはいい

成立を期するといふならば、その重要な法案とは大体何件程度あるか、その点について、官房長官から政府側の心組に延長されたことを政府としては御承知になつておるかどうか。

〔発言する者多し〕

○石田委員長 官房長官はお答えにな

りますか。つまり参議院においては、もう延長はしないといふ條件付で延長

したことですが……。

○保利政府委員 私は存じません。

○梨木委員 参議院議長から衆議院に

対して十日間の延長の申入れがあり、それに再延長はないといふ條件付で申入があったと聞いておる。議院

運営委員会でそういう報告を受けた

ことがあります。条件付ではございませんが、その点御存じないとお

つしやるのですか。

○石田委員長 わよつと事実と違いま

すから、御注意を申し上げます。そ

ういう條件付ではございません。そういう種類の発言があつたことは承知して

おりますが、條件付ではございません。事実と違うので、申し上げておき

ます。

○梨木委員 條件付と言つて悪ければ、強い希望がついておつたといふことです。

○石田委員長 強いか弱いかという抽象的な判定のことは存じませんが、要

いふことは、多数会派の方々は、各案に對してできるだけ参議院としての結果をつけておるかどうかといふことであります。

ましては、参議院におきましては、さらに延長はしないといふ條件で会期が延長されたことを政府としては御承知になつておるかどうか。

〔発言する者多し〕

○石田委員長 ほかに御発言ありますか。

○保利政府委員 存じません。

○梨木委員 もう一点伺います。参議院に送付された案件は、われくの手

会において、早急にそれら重要な法案の審議を完了することはあるよう見受けますが、政府がこの国

もその実情を調査することは当然のことだと思います。しかし問題は、石田君が今小委員をあげてと/or>うことであります。が、調査のために私は適当な方法だと思いますけれども、事務総長の報告にもあつたように、必ずしも本院の院内の秩序警察に関する問題とは一致をしないと私は思います。その意味で、この種の小委員をあげるといったしますならば、少くとも調査のためのものでありますから、各会派から代表的に一名づつでも委員をあげて、実情を調査するようにしてやつていただきたいと思います。問題は、本委員会の通常取扱う問題とは多少性質を異にしていると思いますので、その問題に対しては本委員会として調査することに対しては異議ございませんが、調査にあたりましては、少くとも各会派から調査委員をあげるように、委員長において御配慮願いたいと思います。

島田三郎君の言動に對して、これまでいかぬということで、これはただちに処決を促すの動議が可決されまして、それに御本人が従わなかつたために、衆議院無視によつて懲罰に付されております。そこで除名の決定を見なけれども、会期が終つてしまいまして、現実には議決に至らなかつたということがあります。梅田寛一君の場合も、ほぼ同様の事例があります。

○土井委員 その前の例というのは、衆議院内のことですか、衆議院外のことですか。

○大池事務総長 小川さんは、衆議院内のことです。

○土井委員 衆議院外は他院ですか。

○大池事務総長 他院ではございません。国会以外のこととして、梅田君と秋山足輔君の例があります。

○土井委員 もう一つお聞きしたいのは、御報告に、秘書あるいは事務員といふものがありますが、これらに対する先例がありますか。

○大池事務総長 そういうのはございません。これは職員のことですか。

○土井委員 職員といふのは、秘書はあるけれども、事務員といふのは、職員でなくして、党の職員ですね。

○大池事務総長 政党事務員と考えております。もし事実とすれば、その党に所属しておる事務員です。

○土井委員 その場合の处分権は、こちらにならひでしよう。

○大池事務総長 ございません。政黨事務員でございまずから、政党事務員の出入を禁するとかいうようなことは、議長の警察権で場合によりあります。

○石田委員長 法規上のことを始め、必ず事実か事実でないかということが議論になつておるわけですから、事実を調査しなければならないわけあります。法規上の問題は、事実を調査したときに初めてやつていただく、もし事実でないならば、今から法規上の研究をするということも早計だと思いますから、そこで調査の委員について一應お諮り申し上げておきます。

○椎橋委員 その前に、今の言葉の中にも、加藤充君及びその率いるということでですが、衆議院議員としては加藤充君だけですか。

○大庭事務秘書 それだけ書いてござります。

○椎橋委員 その他の人はいないのですか。

○大池事務秘書 その他に人がいなかつたかどうか、これだけの申出でござります。

○田淵委員 事実があるということになりますと、明日は日曜であります。事件は昨晩行われております。こうじうよるな意味から、国会法第二百二十一條の三項で、三日以内にやらなければならぬといふ規定があります。「それがとは性質が違うからいいでしょ」と呼ぶ者あり)衆議院規則の二百三十條に「会議及び委員会の外、議院内部において懲罰事犯があるときは、議長は、これを懲罰委員会に付する。」といふことがあります。かような意味で、これは会議及び委員会外の院内の事故であるので、三日ということになりますともう追つておりますから、至急に院内の審察及び秩序の小委員会と合同して、本日中にも調べて、懲罰動議を出すなら出す措置をとらなければ

ばならぬと私は思います。
○石田委員長 ちよつと御注意申し上げます。本件は、一般の懲罰事犯といふことにして取扱うことになりますと、議長監察権の管轄等の問題について、議論がわかれるともしません。その点議論の余地があることなどございませんし、ただいま先例等によりて、もしも事実であるとするならば、他の処置がとれる方法もございます。従つて、まだ事実が明らかでないのに懲罰勧議を出すということは、やはり早計であります。院内の警察及び秩序に関する小委員会は、本院内の議長監察権の範囲内に属することのための委員会でありますから、本件に関しましては別個の委員をここで選任したいと思います。それにつきまして、一応私の試案を申し上げたいと存じますので、もし御了解いただけるならば、御協議願いたいと思います。私の試案は、委員長の指名による合計六名の委員といったした名前でありますけれども、この事件の中心人物は共産党の所屬議員だとうあります。それは、会派順で申しますと、六名の場合は四、一、一になるわけでござりますけれども、この事件の中心人物は共産党の所屬議員だとうありますから、従つて共産党の諸君も一人入ることが適当ではないかと考えます。そこで三、一、一、一、すなわち自由党三名、改進党一名、社会党一名、共産党一名の委員をもつて調査を至急にやつていただきたい。その調査委員は私から指名する、こういうことなどをかがでございましょうか。

は必ずしも妥当でないと思ひます。と言ひますのは、政党はおのづから同志的な結合なんでありますから、やはり自由党は自由党で一単位、改進党は改進党で一単位、各党一単位で代表の委員を出す。「反対」と呼ぶ者あり、それを考慮される方が、結果としてどのような結論が出来しよらとも、その結論は公正なるものである、こういうことが立証されると思うのです。その意味で、私は各党各会派から一名ずつ御選考になつた方がいいと思います。

○栗木委員 今田中君並びに中原君から意見がありましたように、これはやはり各党各派からできるだけ委員を出して、調査の公正を期することが望ましいと願うのであります。従いまして私は、自由党三名を割ることができなければ、あとふやして、やはりでぎるだけ各党各派が参加であるような構成にしてもらいたい。

○石田(一)委員 この委員会がもしされを議決して、小委員を選んでどうことになるならば、たゞいま委員長が言われた割振りといいますか、これはまた近来ない名譽委員長よりであり、公平よりであると思つて私は賛成いたします。私は實事そう思ひます。この委員会で委員長が指名した者が、もしくんばな事實を調査するおそれがあると思えば、その指名された瞬間に置いて、その人に一応異議をとなえればいいことであつて、私は、そこまで不信用ではこの小委員会は成り立たぬと思ひますので、ただいまの委員長の発議のように決定されることに同意いたします。

○土井委員 ただいま石田一松君から

の御意見は、一応私どもよりるとたどり思ひまするが、これは御相談ですけれども、従来は小会派から一名ずつ出ておりましたので、小会派代表として、どなたか一名出してもらつて協議したらどうかと思ひます。

入れることはないけれども、小委員会で結論を出すというのではないから、弁明の必要はない。

人御選考になるよう希望いたしま
す。

○石田農業長 それではよろしく決定いたします。
いたします。

○石田委員長 それでは休憩前に引続きまして議院運営委員会を開会いたします。

○石田委員長 それでは休憩前に引続
きまして議院運営委員会を開会いたし
ます。

休憩前に、会期延長の問題につきま
して、各派の態度を御表明願うことにな
つておつたのであります。順次各派
の態度を御表明願います。会派順に、
自由党から御表明願います。

○鶴谷委員 私どもは、参議院における

す。静粛に願います。ただいま石田一
松君からおほめにあづかつて汗蒸浴館
の至りでござりますが、日ごろから私
はそういうように努めておるつもりで
あります。委員を選ぶのに六名という

で別の立場からこの問題を議論しておると思います。そういう関係で、衆議院としては涉外の部類に属することになりますし、参議院では、わが党は少くとも野党の第一党なんです。そういう関係がありますから、私はやはり各党の代表を一名入れてもらいたい。間

わかりました。こうしたことで探査をいたすことはいたしませんから、大体の御意向に従つて行きたいと思います。

○岡西委員 五月一日のメールの日におきまして、本院の議員面会所に、多数の面会人が押し寄せられて、衛視の方といざこざが起つた結果、暴行事件が発生したのでござります。この事件の真相説明につきまして、院内の警察及び秩序に関する小委員会を、椎熊委員からのたび／＼の御催促によりま

川本 末治君 挑谷 富三君
菅家 喜六君 長谷川四郎君
松井 政吉君 梨木作次郎君
以上六名の方に御調査願いたいと思ひます。連続、統一等の必要上、小委員長その他御選任は、互選でお願いいたしたいと思います。

○田淵委員 そこで、ちよりともう一つお願いしたことは、もし懲罰事犯があるとすれば、三日以内でなければ懲罰できないと思いますが、さつきおつしやつた通り、これは別途のものであるからとしようとありますけれども、至急に活動を開始されることを要す。

ればならぬとして立場からすれば、どうも御発言は、私は少し無理ではないかと、発案者として考えるのであります。

て、聰明なる委員長からいろいろ言葉を
使われることはどちらかと聞く。この調
査に弁明ということは必要ないのであ
りて、調査は、そういう事実があるか
どうかということで、それに対しても法
規的はどういうことになるかといふこ
との結論を得て、どうするこうするど
うことはないものである。この委員会
に持つて来て、この委員会の席上で、
この調査の材料によりてわれわれが結
論を得ればいいので……。「共産党を
入れても調査の公平を欠くのか」と呼
び、その他発言する者あり）共産党を

的な意味ではどなたに不公正があるとは思いませんけれども、外側から見て判断して、批判になるわけです。ですから、本院がその立場でやりましたのも……（発言する者多く聽取不能）各党の意思が反映されるように努力し、反映されるように願つた方が賢明だと思ひます。せつかく田中君から御発言がありましたので、社会党二十三控室の方から、一応小会派の代表として

○石田委員長 それは希望でござります。
えません 律事の方の立場で、今期の審査をしておりますし、特にかような事件と関連するような事件が参議院におきまして起つておるのござりますから、この際徹底的に真相を糾明すると同時に、さような暴行事件に対する取締り方法を、私らが所管いたしております院内の警察及び秩序に関する小委員会において十分検討いたしたいと思いまして、どうぞ当該委員の方におかれます。

も行い得るなります。懲罰事犯は、結論がある場合においては、先例をもつてその他の方法もござります。
それでは会期の問題について各派の御態度を御決定願いますために、午後三時四十八分休憩を以て休憩いたしたいと思ひます。しかしながら、時間を無制限に休憩いたすともいかがかと思ひますので、一応午後五時までといたします。

○倉石委員 私どもは、今日の参議院の状況判断から、政府の提案いたしました法律案はもちろんであります。が、議員提出法律案の中にも、ぜひとも成立願いたいというもの、も多数あります。そこでこの法案の通過に際しましては、もちろん参議院の自由党以外の方で、非常に御協力願つておる政党の方々もおられます。が、そうでないよう見受けられるものもあります。そこで私どもといたしましては、非常にあち

らでは時日を要するようになりますから、そういう状況から判断いたしました。そこで、ぜひこのくらいの日数は要するであろう、こうしたことあります。
○椎葉委員 私は、最近の参議院の態度といふものは、会期の延長をしても解決できないような状態であると思う。ことに参議院の院内において集団的暴力行為なんかが出現する今日、しかもきょうなんかは、参議院の三階の窓から赤旗などが掲示されておる。メーデー以来各地に起る暴動的な様相が、遂に国会の内部にまでも波及している。おるという現状は、一体何から来ているか。これは私は、やはり当面の最高の責任は政府にあると思う。吉田総理の国会軽視の行動が、ここまでじらせで来ておる。この政局を開拓するのに、会期の延長ぐらいでは解明するものではないと思う。従つて私どもは、一昨日政府不信任決議案を出づましたが、これは少数にして取れました。やむを得ません。この際は、ほんとうに講和後における日本の民主主義政治の面を確立するために、政府は勇断をもつて衆議院を解散せしむべし。これが参議院を反省せしめる一番いい方法だと思う。だら／＼一箇月も延ばしておいても、衆議院はほとんど審議すべき議案がない。そんな状況で、まるでわれ／＼が自然休会みたいな形でやつて行くようなことで、参議院があの通りのことを継続して行つたら、国会の威信はどうあるだらうか。またたく日本の国会といふものは、信用地を拂つてしまふと私は思う。これは自由党とか野党とかいうようなことでなしに、われ／＼はこの段階において、ほんとうに日本の民主主義、議会政治を

守るということに観点を置いて、この機会にせめて衆議院だけでも一新すべし。そのため協力して、ひとつ国会解散の決議でもやつて、堂々たる選挙の結果、国会を洗い清めようじやなつか。三十日だらく、会期を延長して何のためになるか。こういう意味で、私どもは三十日の会期延長には反対です。しかも今度の反対は、突如として反対するのではない。さきに一箇月延長の第一回のときは、私どもも、これに協力して反対の意を表さなかつた。その次の二週間のときは、念を押して、これ以上なお会期を延長するようなことは、この情勢ではあり得ることだから、二週間くらいの会期の延長ではないかなどというのであるときは反対した。今度の十日のときは、向うからわれわれの指摘した通りの現実が現われて来て、諸君に反省を促した。もうこの段階では会期の延長は無理だと言つたが、十日の延長があつた。この上さらに三十日延長するということは、日本国会の信用を失墜して、日本の議会政治はたよりにならぬという印象を深めたならば、それは自由党とか改進党とかいう党派の問題でなく、日本国家がどうなるかといふ問題である。この意味において、私どもはほんとうに議会政治を守るという意味から、ここで解散して選挙権に臨む、そういう立場を強調いたしましたのですから、今回の態勢をととのえようじゃないか。その意味において一箇月の会期延長には反対いたします。

反対です。結論的に言えば、今椎鹿君が指摘しました通り、今度の会期延長は、これで四回目の延長になる。最初は三十日、二回目には二週間、三回目のがこの間で十日、今度は大幅に三十日間の延長をしようということです。さきより自由党的な代議士会などをぞいでみますと、一説には八月の二十日まで延ばしたらどうかというなかへ微妙な提案もあつたのであります。一説には、十七日ごろまでやつたらどうかといふこともあります。お察しすれば、すべて満足の行くようその間をとつた。ここにおられる山口君あたりの調停案が……。

に第三回目の会期延長後における参議院の状況などを見ておると、衆議院においては常に圧倒的な多数で充分のふるまいをやつて来たが、参議院では思ふように行かない。従つて自由党の本來の暴力的な、横暴な……。

「何を言ひか」「ノーケ」と呼び、その他発言する者多く、議場騒然。

○石田委員長 川島君、用語に御注意願ひます。

○川島委員 暴力的と言つておるじやないか。

○石田委員長 川島君の発言は議題外でござりますから、川島君の発言の中止を命じます。本題にいつまでも入りませんから、次を許します。竹村君。(発言する者多し)竹村君に発言を許しました。静聴に願います。(発言する者多し)竹村君に発言を許しました。

○竹村委員 私の方の共産党の立場をはつきりいたします。というのは、先般の会期延長に対しましても、わが党は反対したわけであります。そのときに、反対の理由を本会議等で表明いたしたいと思つましたが、討論の打切りで、私の方は表明できなかつたので、ここではつきりいたしておきたい。今日議会制度が問題にされて、しかも帝国議会が民主国会にかわつたといふことは、少くとも国会の権威を高めるために、また少くとも民主国会である以上、国民の要望するものを実現して行く、しかも国民の生活の安定と向上のための法案を出して行く、これが本質であると思う。ところで現在参議院で問題になつております破壊活動防止法

聽会等においても表明されておるよう
に、国民の九〇%に相当する人が反対
しておる。「ばかなことを言うな」と
呼び、その他発言する者あり)しかも
そのことは、これは何を意味するか。
それで今日参議院におけるところの紛
糾の問題は、破防法をめぐりて、これ
を成立させること自体が、日本の国民
が不幸になるということによつて、各
地において反対が起つており、公聽会
においてもその意味が表明されてお
る。言論界といわば、一切の階級がこ
れに反対しておる。ところがこれを成
立させるということ自体が、国民に不
幸を與える。従つてそういう不幸を與
えるために国会が存在し、そのためには
会期を延長するということは、今日の
民主国会としてのあり方ではない。従
つて少くとも私の方においては、こ
ういう会期延長には反対です。

会期が延長されることになりますと、会期を定めておる理由は全然ない。言葉をかえて言えば、政府並びに與党が国会運営に協力を……。

〔発言する者多し〕

○石田委員長 静謐に——不規則発言を相手にせず御発言願います。

○上林與市郎君 従つて即時解散説も出ておりますが、今回の会期延長には反対です。

○石田委員長 中原君。

○中原健次君 農農党としまして立場を申し上げます。大体延長の理由は、九十数件の案件が参議院にまだひつかつておる、従つて早くこれを片づけておる、というふうに主張されたのであります。九十数件の案件が参議院にひつかつておる、また衆議院でも十数件のものがいまだに残つておるというこの状況は、結局政府の方で提出された案件に対する国民の批判がそれだけ高まつておる、その声が強く出ておることを意味するのではないかと感じます。従つて、もうこれ以上会期を引延ばしていくことの意味も、喪失しておるのである。従いまして、会期を延ばして、とにかくこれを片づけたいということは、國民の強まつて來た批判、あるいは政府の施策に対する抵抗に対しても、無理押しにこれを押しつけて行くという傾向をはらんで行くのでありますから、この際延長することを考える余地は毛頭ないと結論であります。今参議院を中心にして混亂が起つておりますことは、必ずしも参議院が混亂を喜んでやつておるのではない。私らの見解では、國民のそういう抵抗、あるいは國民的背景の、参議院のあり方にに対する抵抗だ

と思うのです。でありますから、國民的背景のもとにああじらじとが起つておるとするならば、國民の前にすべての問題を投げ出して批判を受ける。そらしてまた新しい案件、新しい問題を出して行くという態勢をおどりになることが、賢明な策じやないかと思ひます。従つて延長に対しては絶対に反対いたします。

○石田委員長 羽田野君。

○羽田野委員 農協党の態度を申し上げます。会期延長には反対いたしました。理由は、他党の諸君によつて盡されておりますから、省略いたします。

○石田委員長 各派の御意見に対立がありますから、遺憾ながら採決いたしました。

○石田(一)委員 採決をなさる前に、質問がありまして、お答えがあつたのであります。

○石田(一)委員 採決をなさる前に、会期三十日といふことを出された動機等を、一応主張される方から……。

○石田委員長 先ほど椎能委員から御質問がありました、遺憾ながら採決いたしました。

○石田(一)委員 延長の根拠を話されただなか何だかわからぬといふ気持がするのです。

○石田委員長 御賛成であるとか、御反対の態度はすでに御表明になつたはずであります。態度御表明以前でございましたなら、質問を許すといふことがあります。あるからしませんけれども、態度がまるでございませんけれども、態度御表明のあとでござりますから、採決いたします。

○石田委員長 拳手多數。それでは本委員会の意思といたしましては、会期を三十日延長するということに決定

をいたします。

○石田委員長 参議院議長とのお話を

の結果を御報告願うのでありますか

から、他に御議論がなければ休憩いたし

たいと思います。

○石田(一)委員 運営委員会の決定を、衆議院議長が参議院議長と話合つた後で、あらためて御協議をいたしました。

○石田委員長 それは、御返事を承つた後に、あらためて御協議をいたしました。

○石田委員長 そのことを聞きたかったのですが、そうすると、参議院議長と

の話し合いの結果どうなるかわからぬ

のですね。

○石田委員長 参議院議長とのお話を

の結果を御報告願うのでありますか

から、他に御議論がなければ休憩いたし

たいと思います。

○石田(一)委員 運営委員会の決定を、衆議院議長が参議院議長と話合つた後で、あらためて御協議をいたしました。

○石田委員長 それは、御返事を承つた後に、あらためて御協議をいたしました。

○石田委員長 そのことを聞きたかった

のですが、そうすると、参議院議長と

の話し合いの結果どうなるかわからぬ

のですね。

○石田委員長 参議院議長とのお話を

の結果を御報告願うのでありますか

から、他に御議論がなければ休憩いたし

たいと思います。

○石田委員長 運営委員会の決定を、衆議院議長が参議院議長と話合つた後で、あらためて御協議をいたしました。

○石田委員長 それは、御返事を承つた後に、あらためて御協議をいたしました。

○石田委員長 そのことを聞きたかった

のですが、そうすると、参議院議長と

の話し合いの結果どうなるかわからぬ

のですね。

○椎能委員 ところで、私思うのに、参議院の議長は前の失態もあり、当院の議長からの交渉を受けても、意思表示ができない状態に今日あると思う。そこで、常任委員長の懇談会で各委員長の意見を聴取いたしましたが、議連を開くことになりました。午後十時十五分、参議院議長が来られました。

○石田委員長 それは、御返事を承つた後に、あらためて御協議をいたしました。

に本院の議運の決定に基きまして三十日間会期延長の件を御協議申し上げましたところ、十時ごろまでには御返答が得られたのであります。午後十時十五分、参議院議長が来られました。

○石田委員長 それは、御返事を承つた後に、あらためて御協議をいたしました。

昭和二十七年七月八日印刷

昭和二十七年七月九日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷所